

戦前における村営電気事業の成立過程と部落有林野

—長野県上伊那郡中沢村を事例として—

西野 寿章

The Process of Establishment of A Public Electricity Supply Industry by A Village and Communal Forest before World War II

— A Case Study of Nakazawa village in Nagano Prefecture —

Toshiaki Nishino

Summary

The purpose of this research is to clarify the process of establishment of electricity supply industry by a village before World War II in Japan. The case study in this research is Nakazawa village of Nagano Prefecture which was planned the management of electricity supply industry in 1913. Because, electricity supply companies neglected electricity supply to all houses in this village. However, the finance of the village was not abundant. Therefore, Nakazawa village requested permission of issue of bonds toward the government.

But, the government did not permit issue of bonds. Then, the chief of Nakazawa village asked to resident for donation to establish the electricity supply industry. There were a lot of communal forests in Nakazawa village. The resident sold timber of communal forest, and donated money to the village. Thus, the electricity supply industry by a village was established in 1919, and electricity was supplied to all houses in the village.

I はじめに

筆者は、民営主導で発達した戦前における日本の電気事業史において、全国の山村や離島のおよそ100余りの自治体が経営した町村営電気事業に多大なる関心を寄せ、これまでに中部地方を事例として、町村営電気事業の性格を分析し¹⁾、町村営電気の全国的な動向を整理し²⁾、町村営電気

の集中地帯であった岐阜県の動向を整理した³⁾。個別には長野県上郷村営電気⁴⁾、岐阜県福地村営電気⁵⁾について、その成立過程を明らかにしてきた。

それは、町村営電気事業の多くが山村や離島に立地しており、歳入条件が限られているにもかかわらず、国からの最大の委任事務であった義務教育費によって地方財政が圧迫されていた条件下で、莫大な初期投資を必要とする電気事業を計画し、経営を可能としたのは、地域固有の条件が存在しているのではないかと考えたからであった。

先に研究をまとめた長野県上郷村営電気は、村の集中地域を中心に配電し、周辺集落への配電を行おうとしない伊那電気鉄道と地域が18年にわたり闘争を展開した。それを支え、村営電気を成立させたのは、広大な共有林を基礎とした地域共同体であり、共有林が生み出す財政力であった。一方、岐阜県福地村営電気の場合は、篤農家が組合電灯を計画するものの、一戸当たりの出資額が高額であったことから頓挫したものの、地域電灯の必要性を認識した村の有力者が村有林を買い取り、それにより生み出された資金によって村営電気を成立させたのであった。

戦前の電気事業に関する研究については、筆者の先行論文にまとめたので詳細は割愛するが、概して戦前の電気事業史研究の中心は、東京、名古屋、大阪、福岡を舞台として発展した五大電力⁶⁾の発展史研究であり、収益率の低さから民営電気が発達しなかった山村や離島において、自治体によって経営された公営電気にふれるものは皆無に等しい⁷⁾。戦前の電気事業にもふれる最新の電力史研究をまとめた橘川武郎は、公営電気事業に民営電気事業に比して少数に留まったことから重大な限界があったとし、それは公営電気事業は事業の地理的範囲が特定の地方公共団体内に限定されるため、規模の経済性や垂直統合の経済性を十分に作用させることができないという質的な限界も存在したと指摘している⁸⁾。

町村営電気事業は、明治末期から昭和初期にかけて全国に90余りが開業し、しかも一部を除いて、昭和17(1942)年に電力国家管理政策によって、現在の九電力の原型である各地の配電会社へ統合されるまで存続していた。五大電力における電力市場の獲得競争と、中小電灯会社の吸収合併による巨大資本化は、近代資本主義の形成過程における電力資本成長の象徴的な姿であった。電灯会社にとって、市場の拡大は自らの巨大化を図るために不可欠であり、吸収合併を繰り返し、市場を独占していくことで、橘川が指摘しているように、規模の経済性を高めていった。

公営電気事業が規模の経済性に欠けるとの橘川の指摘は正しいものの、町村営電気事業は、電灯会社に比べ地域電灯普及率が高かったこと⁹⁾にあるように、そもそも公営電気事業は民営電気事業と異なる地域的目的をもって設立されていた。この点をふまれば、規模の経済性という点で公営電気事業と民間電気事業を比較することに意味があるようには思えない。筆者はむしろ、強力な国家権力の下におかれ、かつ脆弱な財政構造を持つことを余儀なくされていた農山村や離島の自治体が、どのような地域的条件によって電気事業を設立し、経営したのかを究明しつつ、その歴史的意義を検討することが、戦前の電気事業史の一断面を明らかにする上で重要だと考える。

そこで本稿では、長野県上伊那郡旧中沢村(現駒ヶ根市、以下本文では中沢村と記す)の村営電

気事業の成立過程を捉え、いかなる地域的条件下に事業が成立したのかを明らかにし、その歴史的意義について検討する一助としたい。

II 伊那谷における電気事業の展開と中沢村営電気事業の計画

(1) 伊那谷における電気事業の展開

天竜川が南北に貫流する伊那谷における電気事業の最初は、明治 32（1899）年に下伊那郡飯田町に開業した飯田電灯であったが、大正に入るまで新規開業を見なかった。大正に入ると上伊那郡では、大正 2 年（1913）に上伊那郡高遠町に高遠電灯が開業し、翌 3 年には、明治 40（1907）年より辰野から飯田に向けて電気鉄道を順次建設していた伊那電気鉄道（以下、伊那電）が、兼業として中箕輪村へ最初の電気供給を開始した¹⁰⁾。下伊那郡では大正 4（1915）年に、龍丘村でわが国最初の組合営による龍丘電気利用組合が開業し、同郡南部の山村地域には小規模な電灯会社の設立が相次いだ。しかし、大正半ばになると下伊那郡の静岡県境地域に開業した一部の電灯会社を除いて、伊那谷の民営電灯会社は伊那電が吸収し、同社は伊那谷地域の電気供給をほぼ独占していった¹¹⁾。

そのような中、伊那谷には龍丘電気利用組合を含め、中沢村（大正 8（1919）年開業）、三穂村（大正 11（1922）開業）、上郷村（昭和 8（1933）年開業）の 4 つの公営電気が、伊那電の供給地域の中を分け入るように存在し、昭和 18（1938）年の電力統制に伴う中部配電への出資に至るまで開業していた。

また実現には至らなかったが、上伊那郡赤穂村でも村営電気事業計画を持っていた。赤穂村では、明治 44（1911）年に村営電気設立の出願をしたものの、一足先に供給地域の認可申請¹²⁾を提出していた長野電灯に認可が下り、村営電気事業による収益を独自財源として自治を発展させたいとする村と長野電灯、国、県が対峙した。赤穂村では、村営実現のため不点灯同盟が設立され、そのため長野電灯は、営業権を獲得したものの配電事業に着手できず、同社は住民の切り崩しを行って、赤穂村民の中には長野電灯から電気供給を受ける者が出始めた。大正 2（1913）年 7 月、村民大会が開催され、長野電灯より電気供給を受けている住民は不点灯同盟の決議に違背することを決議された。そして、長野電灯より電気供給を受けている民家への投石、破壊、放火などが行われ、56 人が罪に問われた「赤穂騒擾事件」が発生した¹³⁾。

赤穂村長・福沢泰江は、自治の発達のために、大正 6（1917）年に全国で唯一「公民」の名を冠した村立赤穂公民実業学校を設立し¹⁴⁾、次いで同 9 年には全国町村会の発起人となり、その設立に尽力した¹⁵⁾。福沢が全国町村会の発起に至ったのは、赤穂村営電気計画が国家権力によって頓挫せざるを得なかったことを背景とし、町村が自治力を備えることが重要だと認識したからであった。赤穂村に隣接した中沢村もまた、赤穂村と長野電灯との対立の影響を受け、村営電気事業を計画したが、起債を認められず、事業資金の調達を地域に求めたのであった。

(2) 中沢村営電気事業計画の策定とその背景

中沢村において村営電気事業が決議されるのは、大正2(1913)年8月23日のことであった。村長・野村徳次郎は「本村ハ公共ノ利便ヲ計ル為メ 左記ノ方法ニヨリ電気事業ヲ経営スルモノトス 依テ村会ノ同意ヲ求ム」(中沢村資料)¹⁶⁾と村会に提案している。この時の村長は村営電気事業を計画する理由を「伊那電ノ供給区域トナルトキハ 漸次有利ナ個所ヨリ点灯シ トテモ全村一様ニ点灯ヲ見ルコトアタハズ 依ツテコノサイ村営電気事業ヲオコシ 村内一様ニ電灯ノ恩恵ニ浴スル措置トルコトヲ必要トスル」¹⁷⁾と述べている。

電気事業の発展期においては、しばしば電灯会社が配電工事に際して、地元負担を求めたり、電柱用地の無償提供、免税など求める電灯会社の「横暴」が散見された。下伊那郡上郷村における村営電気事業と伊那電との長年にわたる供給権をめぐる争いは、上郷村が「地域一斉点灯」を強く望んだにもかかわらず、同村を供給地域としていた伊那電が、投資効率のよい民家の集中地域にだけ配電し、民家が分散している村の周辺部への配電を拒んだことに原因がある。中沢村長は、そのような電灯会社の「横暴」を知り、「トテモ全村一様ニ点灯ヲ見ルコトアタハズ」と認識したものと推察される。

中沢村では、伊那電の供給地域組み入れの要請に一旦は対応した。大正2年4月4日の村会では、「近時各地ニ電気事業ノ企業多ク 今ヤ当郡ニテモ数種ノ会社起リ 電燈事業ノ競争ヲナシツツアリ 此際本村ニ於テハ 将来ニ対シテ滅多ノ利害ヲ共ニスル関係モアレバ 伊那電車軌道株式会社ヨリ電燈ノ供給ヲ受ケ度 就テハ右事情ヲ見シ 本県知事及逓信省電気局長ニ陳情セントス 依テ本会ノ同意ヲ求ム」(中沢村資料)と諮り、この時点で中沢村長は、伊那電から電気供給を受けることを提案し、村会に同意を求めている。しかし、20日後の同年4月24日には、村会で電気事業調査委員会の設置が決議されている¹⁸⁾。すなわち、大正2年4月4日段階では村営電気事業は計画になかったものの、この後の20日間に、村が電気事業を検討する必要性に迫られる新たな認識を持ったことになる。

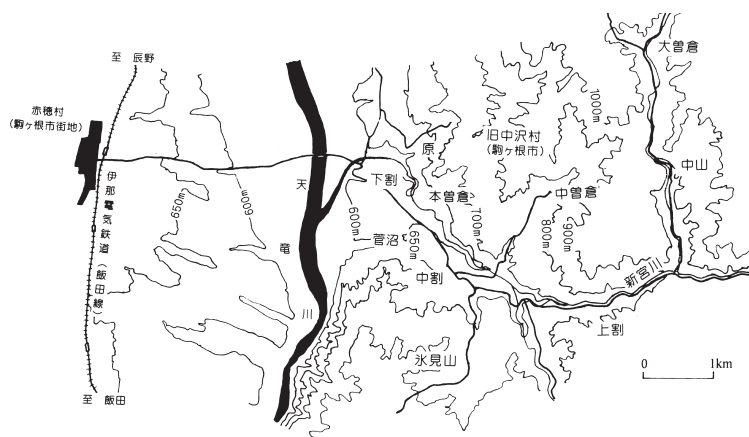
大正2年8月23日に示された「左記ノ方法」とは、村内を流れる新宮川に落差100尺(約30m)の水力発電所を設置し、村内に電灯、電力を供給するもので、年額4,080円の収入が見込まれ、工事総額は15,000円と見積もられた。そして、その財源は「便宜低利資金ヲ借入レ之ニ充ツ」とされ、「借入資金ハ借入ノ時ヨリニケ年据置キトシ 尔後二十ヶ年二年賦ヲ以テ償却スルモノトス」、「年賦償還ノ財源ハ 電気使用料ヲ以テ之ニ充ツ」との返済計画を立てていた。さらに、「借入金償還後ノ収入ハ村経営ノ財源ニ充当ス」(中沢村資料)とあり、電気事業の高い収益性¹⁹⁾は十分に認識されていた。

III 中沢村営電気事業計画と財源問題の発生

(1) 地域概況

中沢村（現駒ヶ根市）は、伊那谷のほぼ中央部、天竜川左岸の河岸段丘面の標高 600m 付近から東部山間地域の標高 1,000m 付近に展開する面積 68.91km² の山村であった。大正 10（1921）年度末における土地利用状況は、山林 72.4%、田 13.4%、原野 7.2%、畑 7%となっている（中沢村資料）。中沢村は 11 の集落によって構成され、明治 22（1889）年の町村制施行に伴い、それぞれの集落を区と定めた。下割、中割、菅沼、原は天竜川の河岸段丘面に、本曾倉、中曾倉、上割はゆるやかな山腹斜面に、氷見山、中山、大曾倉は山間部にそれぞれ立地していた（第 1 図）。人口は大正 10 年では 1,027 戸 5,480 人を数え、集落別では中割が最も多く 212 戸 1,216 人、次いで上割の 189 戸 860 人、菅沼の 137 戸 623 人などとなっている（第 1 表）。

大正 10 年頃の中沢村の生業は、「養蚕最モ盛ニシテ米作之二次キ冬期製炭ニ従事スルモノ多シ」と記録され、29 戸で商工業に従事していたほかは、ほとんどが農林業に従事していた（中沢村資料）。農家構成は大正 6（1917）年では自作 284 戸（29.6%）、自小作 536 戸（55.9%）、小作 175（18.2%）であったが、大正 9 年では自作 376 戸（40.8%）、自小作 284 戸（30.8%）、小作 262 戸（28.4%）とこの間に変動が見られる²⁰⁾。大正 5（1916）年における長野県上伊那郡の構成比は自作 28.4%、自小作 41.4%、小作 30.2%となっており²¹⁾、中沢村の大正 6 年と比較すると、中沢村は郡平均と比べ自小作率が高く、小作率が低い。これは、村西部の集落は河岸段丘面に立地しているものの、村の面積の多くを山林が占め、山村的性格の強いことによるものと考えられる。



第 1 図 旧中沢村地域概況図

〔注〕旧中沢村の地名は、現在の表示によった。

（地形図を基に筆者作成）

第1表 中沢村部落別人口世帯数（大正10年）

部落名	世帯数	人口
吉瀬区	48	299
氷見山区	45	252
菅沼区	137	623
下割区	97	500
中割区	212	1,216
上割区	189	860
中山区	54	313
大曾倉区	61	359
中曾倉区	48	290
本曾倉区	69	413
原区	67	355
計	1,027	5,480

(中沢村「村営状況」より作成)

(2) 村営電気事業計画と財源問題

中沢村は大正2年8月26日に河水引用許可申請を、同年9月12日には電気事業経営許可申請を、それぞれ長野県、逓信省に行った。しかし、同年11月9日の村会において村長は「今日ニ至ルモ未ダ許可ノ指令ニ接セズ 依テ更ニ別紙陳情書之通リ上願スルモノトスル」と提案した。

その陳情書とは、「電気事業経営ニ関シ意見陳情書 近時世ノ進運ニ伴ヒ 交通機関ノ完成ニ或ハ工業上ノ需用ニ電気ノ応用益々頻繁ヲ極ムルニ至レリ 幸ニ本村ハ山間ノ位置ニアリテ水利ノ便ヨリ且ツ水量豊富ニシテ発電所設置ニ好適地アリ □□ニ当リ村経営ヲ以テ電気業ヲ企テシ 本村将来ニ対シ永遠ノ便利ヲ得ント欲シ 本村ハ村会ノ決議ヲ経テ 大正2年8月26日ヲ以テ河水引用許可稟請書ヲ提出シ 尚同年9月12日ヲ以テ 電気事業経営許可申請書ヲ提出候モ 今何等御指令無之候ヘ共 本事業ノ如キ一日ノ遅延ハ数日ノ文明ニ後ル、ノ感有之一日モ早く文明ノ徳ニ欲セン、切望ノ至リニ□堪 希クハ特別ノ御詮議ヲ以テ 村経営ノ義 速ニ御指定相成度 □所ニ村会ノ決議ヲ以テ事情ヲ開陳シ上願□也」(中沢村資料) というものであった。しかし、中沢村の村営電気事業は認可されずに時間が経過した。

大正3(1914)年2月26日、中沢村は上伊那郡郡庁第一課へ「御照会相成ノ本村電気事業経営ニ関スル事項」の回答を行い、起債を行う理由について、「電気力使用ノ料金ヲ以テ 年次ニ償還シ償還後ハ氏ノ料金ノ全部ヲ村基本財産ニ編入シ 村永久ノ財源トナス目的ナリ 之ノ起業費ヲ一般村民ニ賦課センカ 村経財上ニ支障ヲ来スル恐レ有ルヲ慮リ 経常費ノ充実ヲ計リツ、本事業ノ発展ヲ期スルハ 起債ニ依ルヲ完全ナル政策ト認ムル所以也」(中沢村資料) と説明したものの、やはり起債は認められなかった。

長野県や逓信省が起債を認めない理由を明記した資料は存在しないが、起債不許可の理由について、『駒ヶ根市史』では、「弱小村がこの先駆的の事業を消化し得るかどうかに、逓信当局の不安があったものと言われ」²²⁾と述べ、『中沢』では、「監督官庁では失敗した場合を考えて、なかなかむずかしいことをいって許可しない」²³⁾と語られている。また『五ヶ部落の話』では、「逓信省にしてみれば、山間の一小村が、発電事業を果たして起こすことができるのか、はたまた経営が可能なのか、不信の眼で見えており、その不安、不信が許可の遅れになったもの」、「返済能力を長野県が全く信用していなかった」²⁴⁾と説明している。

そこで、村営電気事業が計画された頃の中沢村の歳入出決算状況から、当時の財政状況をみることにする。中沢村の大正元（1912）年度の歳入決算額は22,482円余りで、同2年は17,592円余りであった（第2表）。その収入源の大半は村税で、しかもそのほとんどは戸数割付加税となっている。同税は納税義務者が毎戸現住者となっているのみで、課税客体、課税標準など賦課方法に統一的規則がなく²⁵⁾、かつその賦課徴収の実情は、封建的な人頭税的性格ないし、見立割式の部分を残していたため、負担の公正を欠くものが少なくなく、市町村住民の和平を害することしばしばであった²⁶⁾。

第2表 大正初期の中沢村歳入決算状況と割合

款 項 目	大正元年度	大正2年度
財産ヨリ生スル収入	349.660(1.6)	365.745(2.1)
手数料及使用料	76.400(0.3)	61.500(0.3)
交付金	264.064(1.2)	291.361(1.7)
県補助金	447.320(2.0)	291.790(1.7)
繰越金	456.289(2.0)	931.019(5.3)
雑収入	509.570(2.3)	359.663(2.0)
村税	14,839.895(66.0)	13,643.355(77.6)
寄付金	511.000(2.3)	148.250(0.8)
積立金繰入	5,028.500(22.4)	—
繰入金	—	1,500.000(8.5)
計	22,482.698(100)	17,592.683(100)

(中沢村資料より作成)

明治21(1888)年4月の市制及び町村制施行に際して、自治体の収入は財産収入、使用料、手数料、料料、過怠金、市町村税及び夫役現品で、市町村税は最後に依るべき財源と定めたものの、実際には財産収入などの収入は甚だ微々たるもの²⁷⁾であった。そのため市町村では、賦課方法に統一的規則のない戸数割付加税を必要に応じて増徴していたのであった。

一方、歳出状況についてみると、経常部では小学校費（教育費）と役場費が大きな割合を占めている。小学校費と役場費の合計額の歳出割合は、大正元年度では68.9%、2年度では74.2%に達し、村予算の大半は、小学校費と役場費に費やされていることがわかる。とりわけ、市町村最大の国

政委任事務費であった小学校費は、町村の中には町村歳出額の7割にも達する地域もあり、大正7（1918）年に義務教育国庫負担法が制定されるまで市町村財政を強く押し、財政窮乏の最も大きな原因となっていた。

その傾向は中沢村においても同様で、小学校費の割合は大正元年度64.7%、同2年度51.9%を占めていた。大正元年度における長野県の町村歳出に占める教育費の割合は46.9%、同3年度では43.3%²⁸⁾であったことから、中沢村の小学校費（教育費）は長野県平均より高率となっており、村の財政をかなり圧迫していた。

このように、村営電気事業が計画された当時の中沢村の歳入歳出状況から、15,000円と見積もられた村営電気事業の創業費を調達することは不可能であり、それゆえに「低利資金」である起債を財源としようとして計画したのであった。その理由は前述したように、電灯会社の配電地域となった場合には「トテモ全村一様二点灯ヲ見ルコトアタハズ」と思われたからであった。

当時、自治体が起債できる条件は、公債の償還、天災事変などやむをえない支出および永久の利益となる支出に限定していた²⁹⁾が、その申請は黙殺³⁰⁾されていた。大正4（1915）年3月19日の村会協議会では、「水力電気経営費起債不許可ニ付出资方法ノ件」が協議され、内務、大蔵、逓信の各省へ出張した電気事業経営委員が「村トシテ起債ハ絶対許可セサル方針」（中沢村資料）であることが報告され、起債は絶望的³¹⁾となった。

IV 村営電気事業の財源としての部落有林野とその性格

（1）寄付金申合規約の制定

大正4（1915）年8月3日、電気事業経営委員会が開かれ、「電気事業経営上出資ノ方法ハ 凡テ寄付行為トナシ 其ノ総額 25,000 円トス」ことが決められ、9月2日には「電気事業経営費出資寄付者名義決定ノ件」（中沢村資料）を協議した。起債による事業資金の確保が困難となった中沢村は、村民の寄付金によって調達する方法を選択したのであった。

大正4年12月14日には、電気事業経営臨時委員会を開催して、「電気事業経営上申合規約協定ノ件」を協議し、「申合規約」を決定した。「申合規約」には、「今回本村ニ於テ 御即位大典ヲ記念スル為水力電気事業ヲ経営スルニ付キ 第一回点灯区域ニ居住スル左記記名者等ハ 同事業助成ノ為メ村ヘ相当ノ寄付金ヲ為セリ 而シテ右寄付金ハ他ヨリ借入レタルモノカ故ニ之カ償還等ニ対シ記名者一同ハ 左記ノ各条ヲ堅ク遵守シ互譲ノ義務ヲ守リ相互責任ヲ果スヘキハ勿論 記名者以外ノ者又ハ今後区域内ニ転住シ来レル者ニシテ 村ノ電灯ヲ使用セムトスル者ニ対シテモ能ク此主旨ヲ知ラシメ 本規約所定ノ条項ヲ遵守セシメ 以テ村ノ安寧ト幸福トヲ増進スルコトニ努ムヘシ」と述べられており、全9条からなる規約が決められた（中沢村資料）。

第一条では、この「申合規約」は債務の償還等に関する事項を規定することに目的があると定められ、第二条では負債の償還が定められ、毎年3月末、6月末、9月末、12月末の4回、償還財

源は電灯供給に対する報償料をもって充てることや、電灯を使用しない者は負債償還のため、毎月20銭を出金すること、さらに第三条では、第一回点灯区域内の7区（下割、菅沼、中割、上割、中曾倉、本曾倉、原）は各区毎に一人もしくは一人以上の世話人を置くことも定められた。そして第四条では報償料を規定し、報償料は毎月5日までに各区世話人に払い込むこととし、1ヶ月につき、5燭光20銭、10燭光30銭、16燭光45銭と定められるなどした。この申し合わせによる寄付金が、どのように集められたかを知ることのできる資料の存在は確認されておらず、詳細は不明であるが、中沢村の基礎的な共同体である区が集金の単位として機能していたようである。

たとえば、大正6（1917）年6月12日に「中沢村営水力電気事業経営費へ寄付願出ニ依リ之ヲ採納シ 寄付者指定ノ費途ニ充ルモノトス」（中沢村資料）として、下割区、中割区、上割区、本曾倉区、下中曾倉区から5,300円の寄付金が寄せられ、同日には高見耕地、本曾倉耕地、中曾倉耕地の内下割からも1万円の寄付が採納され³²⁾、以降、数回の寄付金の採納がみられる³³⁾ように区単位で寄付がなされていた。しかし、電気事業を実現するには、なおも事業資金の調達が不可欠であった。

（2）中沢村の階層性と部落有林野の役割

こうして起債の認められなかった中沢村は、住民からの寄付金に依存せざるを得ない状況となったが、結果として、電気事業創業に必要な財源の調達に成功する。中沢村営電気事業は、大正7（1918）年から同9年までの第一期工事と大正13・14年の第二期工事によって総額176,371円を要した。その財源の内訳は、寄付金36.8%、基本財産繰入20.7%、一般財源14.3%、開業後の電気事業収益18.1%などになっており（第4表）、寄付金が大きな割合を占めている点は注目される。

戦前の市町村財政に現れる「寄付金」の性格について大島美津子は、そもそも税収入とは違って、

第4表 中沢村営電気工事費の財源

年 度	工事費	寄付金	基本財産	一般財源	財産収入	村 債	電気事業収益
大正 7 年	34,790	40,600	4,700				
大正 8 年	36,135	24,284		1,341			
大正 9 年	23,867		8,125	1,910			13,832
大正 13 年	57,335		22,110	17,515	9,690		8,020
大正 14 年	24,244		1,632	4,454		8,100	10,058
合 計	176,371	64,884	36,567	25,220	9,690	8,100	31,910
割 合		36.8	20.7	14.3	5.5	4.6	18.1

（『駒ヶ根市史 現代編上巻』、171ページ所収表より作成）

〔注〕大正7年度の工事費10,510円が翌年に繰り越されているため、7年度と8年度の合計が合わない。

不時の出費に充当される臨時的な生活が強く、校舎の建築、道路・橋梁の修理、建設など、住民の生活に係る一村郷土の具体的問題であり、かつ、国や府県の援助が期待できないために、住民が否応なしに自力で負担しなければならない、という不慮の出費が寄付金の対象となったと解説しつつ、部落有財産を持つ山村と持たない農村とでは、農村において寄付金に依存する傾向が強かったと指摘し³⁴⁾、住民の持つ素直な日常的自治の精神が、全政策のしわよせのために、郷土愛なり、町村の名誉心として喚起され利用され、徴税より強い強制力すら持ったと述べている³⁵⁾。また金澤史男も、半強制的に徴収されたであろう寄付金は、あらゆる村民に賦課される逆進的な性格を持つ追加的租税にほかならないと述べている³⁶⁾が、坂本忠次は、寄付金は基本財産収入と並ぶ村落共同体的収入であると位置づけている³⁷⁾。

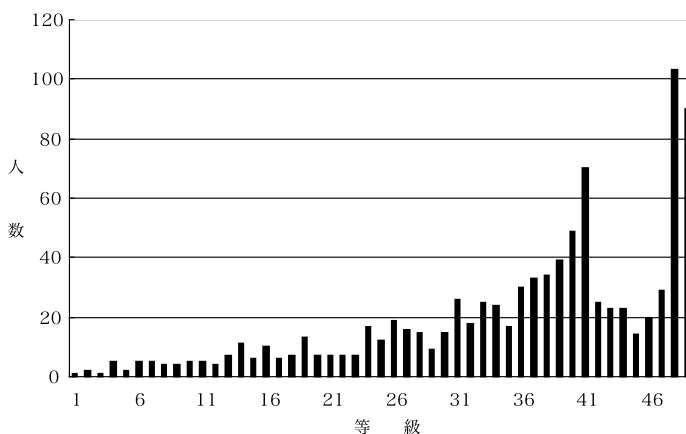
中沢村では、歳入決算書によれば大正元年度は教育費、同2年度は小学校建築費と道路修繕費をそれぞれ「指定寄付」として徴収している。筆者が歳入出決算書を確認した大正8(1919)年度以降においても、里道改修費、橋梁費、土木費、伝染病予防費、教員給などの指定寄付が徴収されている。村税の中心であった戸数割付加税の統一基準が整備される大正7(1918)年まで、その税率等、賦課のあり方が地域の裁量に委ねられていたとはいえ、その増徴には限界があり、これら寄付金は戸数割付加税を補完する役割を持ち合わせていたと見ることもできる。

地主・小作制度下における戦前の農山村地域では、資産格差、所得格差が著しく、強制力を持っていたとされる寄付金の拠出は、小作層、低所得層の家計に大きく影響したものと考えられる。第2図は、村営電気事業が具体化しつつあった時期における中沢村の階層性を知るために、大正3(1914)年度の県税戸数割の等級別人員(中沢村資料)を示したものである。これによると、中沢村の県税戸数割税額は、1等級(24円10銭)から49等級(8銭)までに分けられているが、67.3%の住民は税額が1円以下となる34等級(96銭)から49等級までに分布していて、村内には著しい格差がみられる。これをA集落でみると、県税戸数割の納税額の最高は54円28銭、次いで29円86銭、19円73銭などの順となっており、明確な階層性を示していて、集落内格差も大きいことが理解される(第3図)。それゆえ、小作層、低所得層にとって、村営電気事業創設のための寄付金拠出は、かなりの重圧になっていた可能性がある。

ところで、中沢村営電気事業に関する寄付金は、歳入決算書の指定寄付には現れず、前述の「申合規約」からも、別会計として徴収されたものとみられ、村営電気事業に関する寄付金は、戸数割付加税を補完する役割としての指定寄付金とは異なる性格を持っていたと考えることができる。それは、指定寄付は住民それぞれに割り当てられたと思われるが、村営電気事業創設に関する寄付金の多くは、集落単位で対応していたことに現れている。

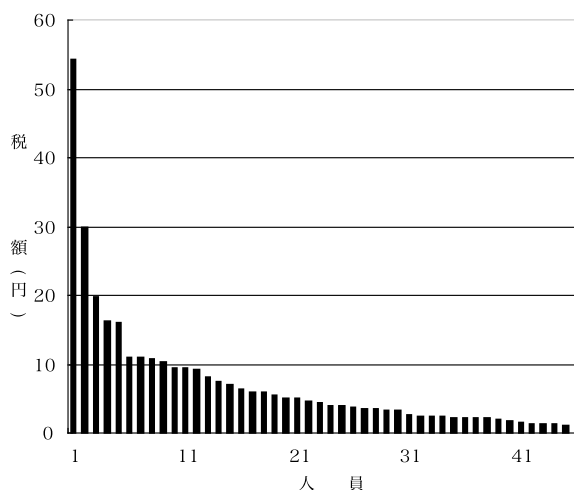
たとえば、大正9(1920)年1月26日に議決された「寄付採納ノ件 上伊那郡中沢村字大洞953番地イ号68」(中沢村資料)は、吉瀬区が所有している部落有林野の「山林1町5反1畝歩ノ土地ニアル立木一切」の売却代金を吉瀬区の村営電気工事費用として寄付するというものであった。吉瀬区では、赤松500本(目通1尺8寸、長30尺、見積価格300円)、赤松750本(目通

1 尺 2 寸、長 24 尺、見積価格 262 円)、赤松 1250 本 (目通 1 尺、長 24 尺、見積価格 312 円 50 銭)、
 檜 50 本 (目通 1 尺 8 寸、長 24 尺、見積価格 50 円)、唐松甲 20 本 (目通 2 尺、長 36 尺、見積
 価格 20 円)、唐松乙 160 本 (目通 1 尺 2 寸、長 30 尺、見積価格 50 円) の見積価格金 994 円 50
 銭を「村へ寄付シ 其ノ売却代金ヲ中沢村電気事業吉瀬部落工事費中へ寄付」し、村会は「寄付者
 指定ノ費途ニ充ツルモノトス」と決議した。



第 2 図 中沢村県税戸数割 等級別人員 (大正 3 年)

(中沢村資料より作成)



第 3 図 大正 11 年の県税戸数割額からみた中沢村 A 集落の階層構造

(中沢村資料より作成)

この吉瀬区のケースは、自らの地域の村営電気工事に関わる費用を、部落有林野の立木を売却することによって捻出したものである。前述したように戦前の地主・小作制度の下、中沢村の住民間格差は大きく、小作層、低所得層にとって村営電気事業のための寄付金は大きな負担となったこと

には違いはない。『駒ヶ根市史』では、「画一的な村税賦課方式を排して、村指導者層のリーダーシップを前面に出しながら、低所得者層の財政負担に対する共感を引き出して行くという、変形村税的な寄付金財政を持っていたところに、中沢村財政の特質を見出すことができるようである」と述べ、さらに「有資力者層が低所得者層の負担分を肩代わりし、このことは、村財政の膨張に伴う負担増への村民の不満を緩和しつつ、同時に絶対的には過重であった低所得者層からの寄付金を吸収するのに有効に作用したであろうと考えられる」³⁸⁾とも述べているが、部落有林野によって生み出された「村落共同体的寄付」は、「一斉点灯」を命題とした村営電気事業の遂行に貢献するに留まらず、指定寄付を抑制し、中沢村における階層性を補う役割をも持っていたと捉えることができる。

第5表は、大正7（1918）年における高見（下割・中割・上割）・本曾倉・中曾倉の内下村によって構成される「五ヶ部落」の歳入出決算状況をまとめたものである。五ヶ部落ではこの年、財産売却代として62,500円の収入を含め78,669円余りの歳入がある。この財産売却代とは、吉瀬と同様、立木売却によって得られたものであり、同年の35,300円の寄付金としての歳出は、電気事業資金として寄付したものである。五ヶ部落は起債が認められず、村営電気事業のための財源確保に難渋していた村の苦境を救った³⁹⁾のであった。同年における中沢村の歳出予算は80,335円であったことから、村と同規模の財政を行政区の連合体である五ヶ部落が有していたことは、部落有林野を中心とした共同体的財産が、当時、かなりの経済的価値を有していたことを現している。

五ヶ部落では、寄付の際、五ヶ部落への優先的配線と各戸一灯の無料設置を条件としており⁴⁰⁾、ここでは村と区の立場が逆転している点は注目してよく、このことから五ヶ部落の寄付金は、個人負担を軽減あるいは回避する役割を持っていたと理解することができる。

第5表 中沢村高見・本曾倉・中曾倉ノ内下村部落歳入出決算状況（大正7）

歳入	金額(円)	歳出	金額(円)
財産より生スル収入	101.57	財産費	245.00
繰越金	4,767.82	諸税	62.34
繰入金	11,300.00	寄付金	35,300.00
財産売却代	62,500.00	積立金	42,500.00
合計	78,669.39	合計	78,107.34

(中沢村資料より作成)

(3) 部落有林野統一事業と中沢村の対応

中沢村には、江戸時代の百姓持山を起源とする部落有林野が各集落にあり、中でも五ヶ部落は実測面積2,067町歩の広大な共有林を有していた。明治43（1910）年10月、政府は町村財政力の強化と市町村の一体的結合による地方自治の強化、ならびに木材資源開発を図る⁴¹⁾ために、部落有林野統一事業に着手した。しかし、部落有林野統一事業に際して五ヶ部落では、村有帰属は承服できないとし、翌44年に入ると、県、村を無視したかのように個人分割に着手した。分割は10

戸1組として分割組合を設置し、1組に20町歩ずつ分け与えた。分割地は、個人の都合による売買、質入れなどは原則禁止、貸付けには分割組合の組合長の承認を必要とした。なお地租は個人負担となった⁴²⁾。

部落有林野統一事業は、中沢村に隣接した伊那村では明治44(1911)年6月に完了し、赤穂村では村営電気問題を抱えながらも大正6(1917)年に完了しているが、なぜか中沢村は大正10(1921)年まで統一に関する動きらしい動きを見せなかった⁴³⁾とされ、実際に統一されるのは大正11(1922)年12月22日のことであった。

その理由について、『五ヶ部落の話』では、「手をこまねいていたとは思えないものの真意は不明」⁴⁴⁾と述べ、『駒ヶ根市史』では、「村有帰属に反対する強力な意見に支配され、このため、何らかの形で村政の課題に上げて行くという条件すら成熟しないまま、年月を経過することになったのである」⁴⁵⁾と述べている。

この点について筆者は、起債が認められなかった中沢村にとっては、部落有林野の統一事業に着手することより、村営電気事業を早期に達成するためには、部落有林野をはじめとした集落の持つ財産がその財源として重要であり、そのため、村営電気が開業し、全村への配電に見通しがつくまでの間、部落有林野として温存する方が得策であるとの判断もあったものと推測できる。

それはたとえば、中沢村営電気が開業した翌大正9(1920)年5月31日の村会において、「一時借入金ノ件」が審議されていることに現れている。この件は「大正9年度予算内ノ支出ヲ為スタメ 左記ニヨリ一時ノ借入金ヲナスモノトス」(中沢村資料)として、借入から償還まで2ヶ月ほど期間であったが、五ヶ部落有積立金から7,000円を借り入れることを決議している。五ヶ部落の部落有財産は、村財政に支障を来した時には、一時的であるにせよ、重要な財政的支えになっていたのである。

中沢村は逓信省への報告書に創業費、増設費は、「大部分村部落財産ヨリ寄付セルモノニシテ 僅カニ村基本金ヨリ繰入レタルモ 其レハ大正10年及大正11年ノ2ヶ年ニ繰戻シヲナスモノナリ」(中沢村資料)と記している。中沢村にとっては、部落有林野を村有化すれば、立木売却によって財源確保は可能であったと考えられるが、明治6(1873)年の地租改正時には「分山」によって百姓持山の官有地編入を拒んだ歴史や、明治43(1910)の部落有林野統一事業に際する個人への分割による統一への抵抗など、五ヶ部落の対応をみる中、短期間での村有財産への編入は容易ではなく、むしろ、村営電気事業に目途が付くまでは統一事業に着手しない方が得策だと考えられたとも捉えることができる。それは逓信省への報告書に「一般温健ニシテ極メテ共同心ニ富ム」と記されているような中沢村の風土性も根底にあったとも考えられるが、村営電気事業よりも部落有林野の統一を先行させれば、村営電気事業の成立はさらに遅れていた可能性があったとも考えることができる。ここに、中沢村が部落有林野統一事業に動きを見せなかった理由が存在しているように思われる。

V おわりに

中沢村営電気は、このような経過をたどって大正8（1919）年5月に事業を開始し、ほぼ全村に配電がなされ、大正10・11年度には村費への繰り戻し金を捻出できるほど経営は順調に推移したが、大正11年4月には早くも電力不足を招き、不足分を天竜川電力から受電した⁴⁶⁾。また中沢村営電気の電灯料金は、長野県内の全ての電灯会社より安価であった⁴⁷⁾が、昭和元年度以降は、毎年村費への繰り入れを実現し、村税を軽減する効果をもたらした⁴⁸⁾。

筆者は町村営電気事業の特性は、まず第一には、自治体が経営するという事業の公共性から、地域一斉点灯という地域的課題を持っていたこと、第二には、町村営電気の設立に際して、自治体レベルできわめて内発的な取り組みを見せていたこと、そして第三には、莫大な初期投資を必要としたが、経営が成り立ち、利益が自治体の自主財源となっていたこと、などにあると考えている⁴⁹⁾。

中沢村においても、地域一斉点灯という地域的課題を達成するために村営電気事業が計画された。しかし、教育費に圧迫された脆弱な財政状況から自主財源の調達は難しく、そのため起債を申請したものの認められず、村営電気事業計画は行き詰まりをみせたが、その窮地を救ったのが部落有財産であった。中沢村営電気の場合は、部落有林野が生み出す共同体的収益が村営電気事業の成立に大きく寄与したことは特筆される。

そのさい、部落有林野統一事業が進捗する中、中沢村が村有化への動作を起こさなかったのは、広大な部落有林野が生み出す経済的価値に依存せざるを得なかった当時の地方財政制度に起因していたと考えることができる。そして部落有財産は、指定寄付金とは異なる性格を持ち、吉瀬区が自らの地域の村営電気工事に関わる費用を、部落有林野の立木を売却して調達して寄付したように、自らの社会資本整備を自らの手で進めたという側面も持ち合わせていたことは注目される。

中沢村の村落構造は、地主・小作制度の下、資産格差、所得格差が大きく、明瞭な階層性を持っていた。それゆえ、各種指定寄付金の抛出は、小作層、低所得層に大きな負担を強いることとなったと考えられるが、村営電気実現に大きく貢献した五ヶ部落の対応にあるように、部落有林野の立木売却代による電気事業費への共同体的寄付は、小作層、低所得層の個人負担を軽減する役割を果たしたという点で見逃せない。大正期における部落有林野の統一事業の当初の芳しくない進捗状況は、伝統的部落の根強さを物語った⁵⁰⁾が、五ヶ部落の根強さは結果として、村営電気事業の成立に大きく貢献したのであった。

(にしの としあき・高崎経済大学地域政策学部教授)

〔付記〕

本稿を、このたび定年を迎えられた長谷川秀男先生に献呈させていただきます。先生は小生が1988年4月に附属産業研究所専任所員（助手）として奉職する直前に産研所長に就任され、公私ともにたいへんお世話になってきた。しばらくの間、小生が長谷川先生のご自宅近くに住んでいたこともあって、よくお酒を飲み交わし、産業研究所の改革改善をはじめ、大学行政全般について教示をいただいた。小生と家内がまだ結婚前に、長谷川先

生のご自宅に招待され、奥様手作りの鯉料理のフルコースを美味しくいただいたことは私共夫婦の良き思い出となっている。また地域政策学部創設の頃、学科長、学部長、初代研究科長としてご苦労いただいた。長年のご指導に感謝いたします。

調査に当たっては、駒ヶ根市立博物館に多大なるご高配をいただいた。とりわけ、田村 巴氏には資料収集の手配をしていただいたほか、発電所跡へ連れていただくなど、たいへんお世話になった。感謝し、お礼申し上げたい。なお本稿は、国際基督教大学・西尾 隆教授らと進めている「共生とコミュニティ政策」研究の一環であることを付記しておく。本研究には、平成13～15年度日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究(C)(2)「戦前のわが国における町村営電気事業の成立過程に関する地理学的研究」(研究代表者・西野寿章 課題番号13680087)と平成17～19年度日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究(C)「戦前のわが国における地域組合電気事業の設立と展開に関する地理学的研究」(研究代表者・西野寿章 課題番号17520543)の一部を使用した。

〔注〕

- 1) 西野寿章(1988):「国家管理以前における電気事業の性格と地域との対応—中部地方を事例として—」、人文地理40-6、pp.24-48。
- 2) 西野寿章(1996):「戦前の町村営電気事業の設立過程(1)」、高崎経済大学論集39-1、pp.175-194。西野寿章(1996):「戦前の町村営電気事業の設立過程(2)」、高崎経済大学論集39-2、pp.105-119。
- 3) 西野寿章(1995):「戦前の岐阜県における町村営電気事業の地域的展開」、産業研究(高崎経済大学附属産業研究所紀要)31-1、pp.44-72。
- 4) 西野寿章(1989):「戦前における村営電気事業の成立過程とその条件—長野県下伊那郡上郷村を事例として(1)—」、産業研究(高崎経済大学附属産業研究所紀要)25-1、pp.52-70。
西野寿章(1990):「戦前における村営電気事業の成立過程とその条件—長野県下伊那郡上郷村を事例として(2)—」、産業研究(高崎経済大学附属産業研究所紀要)26-1、pp.61-85。
- 5) 西野寿章(1996):「町村営電気事業の地域的展開—戦前の岐阜県を事例として—」、高崎経済大学附属産業研究所編『開発の断面』所収、日本経済評論社、pp.4-43。
- 6) 五大電力とは、東京電灯、東邦電力、大同電力、宇治川電気、日本電力をいう。
- 7) 筆者が知る限りにおいて、電力会社が発行する電気事業史以外において町村営電気の存在と意義に触れているのは室田の次の業績である。室田 武(1993):『電力自由化の経済学』、宝島社。
- 8) 橘川武郎(2004):『日本電力業発展のダイナミズム』、名古屋大学出版会。なお日本電気事業史に関する最新の研究書は、中瀬哲史(2005):『日本電気事業経営史』、日本経済評論社で、現在の九電力体制の形成過程とその後の展開に焦点を当てている。
- 9) たとえば、大正14(1925)年末における岐阜県の電灯会社28社と16の町村営電気の地域電灯普及率は、電灯会社74.1%、町村営電気99.2%と大きな開きがあり、また電灯料金についても昭和3(1928)年の16燭光料金で比較すると民営電気平均82.3円、町村営電気平均70.9円で公営電気が10円以上安価であった。前掲5)、pp.22-23。
- 10) 中部電力飯田支店(1981):『伊那谷 電気の夜明け』、p.43。
- 11) 伊那谷における電気事業の展開過程については、前掲4)参照。
- 12) 戦前の電気事業法では、電力は重複供給が認められていたが、電灯については地域独占を原則としていた。電力政策研究会(1965):『電気事業法制史』、電力新報社参照。
- 13) 駒ヶ根市誌編さん委員会(1979):『駒ヶ根市史 現代編上巻』、pp.528-535。
- 14) 伴野敬一(2005):『信州教育史再考』、龍鳳書房、p.139。
- 15) 上條宏之(1981):『民衆的近代の軌跡 地域民衆史ノート2』、銀河書房、pp.230-231。
- 16) 特別に断らない限り、中沢村資料は、全て駒ヶ根市立博物館所蔵の資料である。なお引用するに当たっては、原資料名や文書綴名は省略し、全て中沢村資料と表示する。また原稿化にあたっては、漢数字を算用数字に変更し、解読不能文字は□で示した。
- 17) 前掲10)、pp.30-31。
- 18) 前掲13)、p.168。
- 19) 筆者が知る範囲では、戦前に設立された電灯会社において、赤字決算を余儀なくされるケースは希であり、電気事業は極めて収益性の高い事業であるといえる。たとえば長野県伊那地方においては、昭和元(1926)年以降において赤字決算を行った電灯会社はなく、公営電気においても順調に収益を上げていた。前掲4)、p.55参照。
- 20) 中沢村(1922):『中沢村誌』、p.69。なお明治38(1905)年では、自作254戸(36.3%)、自小作351戸(50.2%)、小作94戸(13.4%)となっており、大きく変動している。
- 21) 長野県統計書大正5年版、pp.74-75。
- 22) 前掲13)、p.169。

- 23) 中沢小学校・中沢公民館（1970）：『中沢 第5集—中沢の今昔あれこれ（3）—』、p.25.
- 24) 五ヶ部落会（1997）：『五ヶ部落の話』、pp.73-74.
- 25) 坂本忠次（1989）：『日本における地方行財政の展開』、御茶の水書房、p.290.
- 26) 吉岡健次（1981）：『日本地方財政史』、東京大学出版会、p.131.
- 27) 藤田武夫（1943）：『日本地方財政論』、霞ヶ関書房、pp.58-59.
- 28) 東洋経済新報社（1926）：『明治大正財政詳覧』、p.589.
- 29) 藤田武夫（1987）：『日本地方財政の歴史と課題』、同文館、p.12.
- 30) 前掲 13)、p.169.
- 31) 前掲 13)、p.169.
- 32) 下中曾倉とは中曾倉の下村のことを指し、耕地とは集落のことを指した。
- 33) 筆者の資料調査結果によれば、大正6年6月12日2件、11月10日、大正7年8月12日、大正8年2月15日に各区から電気事業経営費への寄付金が議決され、その総額は53,300円に達する。また大正8年11月には各区から28,000円余りの寄付金が採納されているが、この寄付金のみ「指定寄付」との文言が記されている。これらの合計金額は第4表の金額と合致しないが、その要因は未調査である。
- 34) 大島美津子（1977）：『明治のむら』、教育社、p.192.
- 35) 大島美津子（1994）：『明治国家と地域社会』、岩波書店、p.283.
- 36) 金澤史男（1991）：「第一次大戦前後の行政村の変容」、大石嘉一郎・西田美昭編著『近代日本の行政村』所収、日本経済評論社、p.286.
- 37) 前掲 25)、p.286. なお、代表的な地方財政史の研究者である藤田武夫や吉岡健次が寄付金に着目しなかったのは、府県、市町村を合わせた地方歳入に占める寄付金の割合が、たとえば大正3（1914）年度では1.9%、同8年度では2.6%、同10年度では2.4%と極めて低率であり、地方歳入の根幹的収入でなかったことによるのではないかと考えられるが、町村レベルでの財政分析を行った大島美津子、坂本忠次、金澤史男らの寄付金に関する言及は、戦前の町村財政分析する点で重要な示唆を与えている。
- 38) 前掲 13)、p.154.
- 39) 前掲 24)、p.74.『五ヶ部落の話』によれば、立木売却によって得た40,600円を起業資金として寄付したとあり、第5表以外の寄付金がある。
- 40) 前掲 24)、p.74.
- 41) 前掲 26)、pp.96-97.
- 42) 前掲 24)、pp.36-38.
- 43) 前掲 24)、p.40.
- 44) 前掲 24)、p.40.
- 45) 前掲 13)、p.839.
- 46) 前掲 10)、p.32.
- 47) 昭和元（1926）年度の電灯料金は16燭光（20W）1ヶ月55銭で、これは長野県内の全ての電灯会社の電灯料金より安価となっている（『電気事業要覧』）。なお、長野県で最も安価だったのは、下伊那郡の三穂村営電気の45銭であった。最も安価な電灯料金を実現していた三穂村営電気については、別の機会に論じる予定である。
- 48) 前掲 13)、p.173.
- 49) 前掲 5)、p.33.
- 50) 西尾 隆（2004）：「近代日本の自治体—住民関係」、西尾 隆編著『住民・コミュニティとの協働』所収、ぎょうせい、p.9.